



青い羽根募金は、全国のボランティア救助員約51,000人の
尊い活動資金として使用されます。
国民の皆様のご協力をお願いします。



海難救助の際に使用する人命救助のための救命浮輪を図案化したもので、公益社団法人 日本水難救済会の記章及び会旗に使用しています。



全国地方水難救済会の傘下に所属するボランティア救助員の救助活動を支援するため、平成10年にMRJ(MARINE RESCUE JAPAN(マリンレスキュージャパン))として、図案化されたもので、平成16年に当会の「マーク」として制定されたものです。



海で遭難した方々の救助を行うボランティア救助員を支える当会の活動を広く国民の皆様
に理解を深めていただくため、青い羽根募金をはじめ本会が行う各種事業に
関する広報・啓発活動に使用するため、平成25年3月にマスコットキャラクターとして
制定し、「きゅうすけクン」と命名しました。



平成27年10月1日に洋上救急制度創設30年を迎えるに当たり、それに先立つ同年
1月に、「きゅうすけクン」の洋上救急バージョンとして制定したものです。



公益社団法人 日本水難救済会

〒102-0083 東京都千代田区麹町4丁目5番地 海事センタービル7階
TEL:03-3222-8066 FAX:03-3222-8067
<http://www.mrj.or.jp> E-mail v1161@mrj.or.jp

令和3年度



愛する海で
あなたの安全を
守ります

沖縄県 渡嘉敷島



海の水難救済ボランティア
公益社団法人 日本水難救済会



名誉総裁 高円宮妃久子殿下

高円宮妃殿下におかれましては、
初代名誉総裁高円宮殿下のご遺志を受け継がれ、
平成15年2月19日付で本会の名誉総裁にご就任いただきました。
妃殿下には、在りし日の殿下とともに海に親しまれ、
海の大切さ、海の厳しさについてのご造詣が深く、
ボランティアで海難救助にあたる本会の役割の重要性を
強くご認識いただいております。

公益社団法人 日本水難救済会(マリン・レスキュー・ジャパン)は、

沿岸海域で遭難した人や船の救助に駆けつける民間ボランティア救助員を
支援するとともに、遥か洋上の船舶の傷病船員等に対する救急医療事業を
運営する団体です。



■ 海の犠牲者ゼロを目指して

我が国は小さな島国ですが長大な海岸線を有し、その沿岸海域では船舶海難や海浜事故が発生しておりますが、船舶海難や海浜事故に迅速かつ的確に対応することは、海上保安庁や警察・消防など国や地方自治体による公的な救難体制だけでは困難です。

このため、全国の臨海道府県には民間ボランティア団体である40の地方水難救済会が設立されており、これら地方水難救済会の傘下にある救難所及び同支所が全国津々浦々に1,300ヶ所以上も設置され、海難発生等の一報を受けたときはこれらに所属する総勢約5万1千名のボランティア救助員が、荒天暗夜をも厭わず、生業を投げ打ってでも直ちに捜索救助活動に対応する体制をとっています。

本会は、こうしたボランティア救助員の救難活動を支援するために、明治22(1889)年に創設されて以来、130年余の長い歴史がある団体ですが、これまで沿岸海域における人命・財産の救助において輝かしい実績と伝統を誇っております。

また、沿岸海域のみならず、遥か洋上の船舶内で傷病者が発生した場合に、海上保安庁の船艇・航空機等により医師を現場に派遣し、傷病船員等を収容して応急手当を施しつつ、最寄りの医療機関まで救急搬送するという、世界で唯一の洋上救急事業も運営しています。

このような本会の活動に対しまして、皆さまのご理解と更なるご支援をいただきますようよろしくお願い申し上げます。



公益社団法人日本水難救済会
会長 相原 力

■ 日本水難救済会の取り組み

本会は、海上保安庁、消防庁、水産庁等の関係省庁及び地方自治体のご指導、日本財団、日本海事センター、大日本水産会、全国漁業協同組合連合会、日本漁船保険組合、日本船主協会、全日本海員組合など海事関係団体及び全国の多くの医療機関並びに国民の皆様のご支援により水難救済に関する各種事業や洋上救急事業等に取り組んでいます。

◆ 青い羽根募金



全国津々浦々の救難所に所属するボランティア救助員の活動は、皆様の「青い羽根募金」によって支えられています。

この青い羽根募金の制度は、昭和25年(1950年)に創設され、昨年7月に70周年を迎えました。

“青い海、明るい海、豊かな海”を永遠に

我が国は、6,800からの島々から成り立ち、海岸線の総延長は、約34,000kmにも
および、古来より海から大きな恵みを受けてきた海洋国です。

一方、海は時として私たちに厳しい試練を与えます。

洋上で働く人々は、常に怪我や病気の不安に晒され、また、沿岸でのマリンレジャー
でも様々な海難が発生しています。

このような中、海を愛する心と奉仕の精神を持つボランティアの方々が自らの危険を
顧みず、人命救助に懸命に取り組んでいます。

公益社団法人 日本水難救済会は、全国約51,000人のボランティア救助員を支援し、
その活動を支えています。

海の恵みに感謝するとともに、安全な海を永遠にと願って…。

我が身を顧みず人命救助に尽くす、日本における水難救済の歴史。
それは、讃岐琴平の地に始まる……

明治時代

明治19年(1886)10月

イギリスの貨物船「ノルマントン号」が紀州大島沖で座礁沈没し、乗っていた日本人25人が全員水死した事故の経緯や結果をみて、『海の守り神』として信仰されている「金刀比羅宮」の宮司琴陵有常氏が海上安全を祈願しながら水難救済制度の必要性を痛感



金刀比羅宮本宮



金刀比羅宮 宮司 琴陵有常氏像

明治21年(1888)5月

金刀比羅宮宮司琴陵有常氏は明治20年11月に発行された黒田清隆伯爵の欧米旅行日誌である「環遊日記」を目にし、露国に模範となる組織があることを知り、水難救済会の創立を発起

明治22年(1889)3月

金刀比羅宮宮司琴陵有常氏は、当時の総理大臣黒田清隆伯爵に会い、日本水難救済会の設立について賛同を得るとともに、海軍や通信省の上級幹部及びその他有志の賛成を得たのち、5月8日香川県知事に創立願を提出

明治22年(1889)11月3日

金刀比羅宮 宮司 琴陵有常氏の発起により、讃岐琴平の地で「大日本帝国水難救済会」が発会
「大日本帝国水難救済会規則」を制定
琴陵有常氏が初代会長となる



初代総裁 有栖川宮威仁親王殿下

明治23年(1890)4月16日

有栖川宮威仁親王殿下を初代総裁に推戴
(大正2年7月10日薨去)

明治25年(1892)5月

「大日本帝国水難救済会規則」を改正、
本会の根本法規となる

明治25年(1892)6月

本部を東京に移転

明治29年(1896)2月～3月

本会事業を国家経営とすべきとの建議案が
帝国議会衆議院・貴族院両院で可決



大日本帝国水難救済会の事業報告(明治32年) 救難所若しくは見張所に日出から日没まで掲げられた標旗(明治32年度事業報告より)

明治30年(1897)4月

国家経営困難、毎年補助金下附決定

明治30年(1897)5月

第二代会長に吉井幸蔵伯爵就任

明治31年(1898)11月7日

民法の制定・施行に伴い、定款を制定し、
明治31年10月26日通信省に許可を得て、
「社団法人 大日本帝国水難救済会」と名称変更

明治37年(1904)11月27日

「社団法人 帝国水難救済会」と名称変更

◆敵兵を救助した水難救済会の人道主義に東郷提督が感謝

明治38年(1905)、日露戦争の日本海海戦で日本海軍はロシアバルチック艦隊を撃破、この時2名の敵兵が水難救済会によって救助された。

この人道主義の発露ともいべき水難救済会の行動に東郷提督は心を打たれ、水難救済会のために黄金色の扇に「義普 八紘愛續 四海」の書を残しています。

意味は、水難救済会の正しい活動(義)が国内外隅々に(八紘)普く広がり、愛が世界の海(四海)に広がる(続く)と解釈できます。



「義普 八紘愛續 四海」元帥海軍大将 東郷平八郎 書

大正時代

大正2年(1913)8月7日

東伏見宮依仁親王殿下を第二代総裁に推戴
(大正11年6月27日薨去)

大正4年(1915)3月

有功章制式を変更し、会員章を制定

大正11年(1922)8月2日

伏見宮博恭王殿下を第三代総裁に推戴
(昭和21年3月2日ご退任)

大正12年(1923)9月

関東大震災により本部建物等焼失、吉井会長邸に仮事務所設置～
大正14年4月 事務所等復旧永代河岸に移転

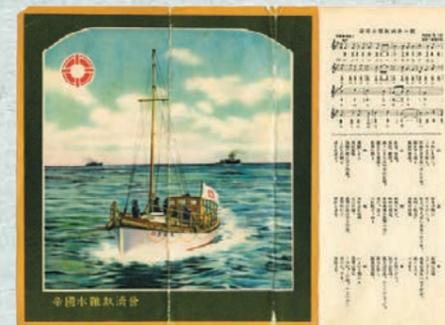
大正13年(1924)7月

英国ロンドンで開催された英国救命艇協会主催の「国際水難救済会議」に
帝国水難救済会吉井会長出席、以後昭和3年、7年、11年、50年、62年、平成3年にも出席

帝国水難救済会事務要覧
(昭和12年)



大正11年7月1日、東京救難所に配属された救助機艇「あやせ」



帝国水難救済会発行の会報に掲載された水難救済会の歌(昭和3年)

昭和時代

昭和4年(1929)1月8日

「海の赤十字」天皇陛下、皇后陛下、皇太后陛下、各宮殿下に献上

昭和14年(1939)11月

東京九段軍人会館で本会創立50周年記念式典を実施

昭和24年(1949)4月1日

社団法人 日本水難救済会と名称変更

昭和25年(1950)7月17日

「青い羽根募金」の事業を開始、7月17日から23日まで、
「海難救助施設強化整備資金」造成の一助として街頭募金を実施

昭和60年(1985)10月1日

洋上救急センターを設置、洋上救急事業を開始

昭和63年(1988)9月14日

特定公益増進法人に認定



巡視船「うらが」船上にて行われた洋上救急事業の開始披露祝賀会



昭和3年発行の「海の赤十字」外国の水難救済機関を紹介



創立50周年の記念品(救命浮環・救命胴衣を着た救助員)

平成時代

平成元年(1989)11月3日

本会創立100周年の記念行事として10月26日 東京港で救難訓練全国大会、同27日日本海運倶楽部で記念式典等を実施

平成7年(1995)10月1日

洋上救急制度創設10周年の記念行事として10月4日に日本海運倶楽部で記念式典を挙行

平成9年(1997)6月12日

定款の一部を改正し、本会支部を地方組織としての独立化を推進

平成13年(2001)2月14日

全国臨海都道府県41ヶ所に地方組織(地方水難救済会)を整備

平成13年(2001)7月25日

高円宮殿下を初代名誉総裁に推戴
(平成14年11月21日薨去)

平成15年(2003)2月19日

高円宮妃久子殿下を第二代名誉総裁に推戴

平成19年(2007)6月

国際海難救助連盟設立総会に出席

平成23年(2011)4月1日

公益社団法人 日本水難救済会へ移行

平成27年(2015)10月1日

洋上救急制度創設30周年の記念行事として10月5日 高円宮妃久子殿下のご台臨を賜り、海運クラブで記念式典を挙行



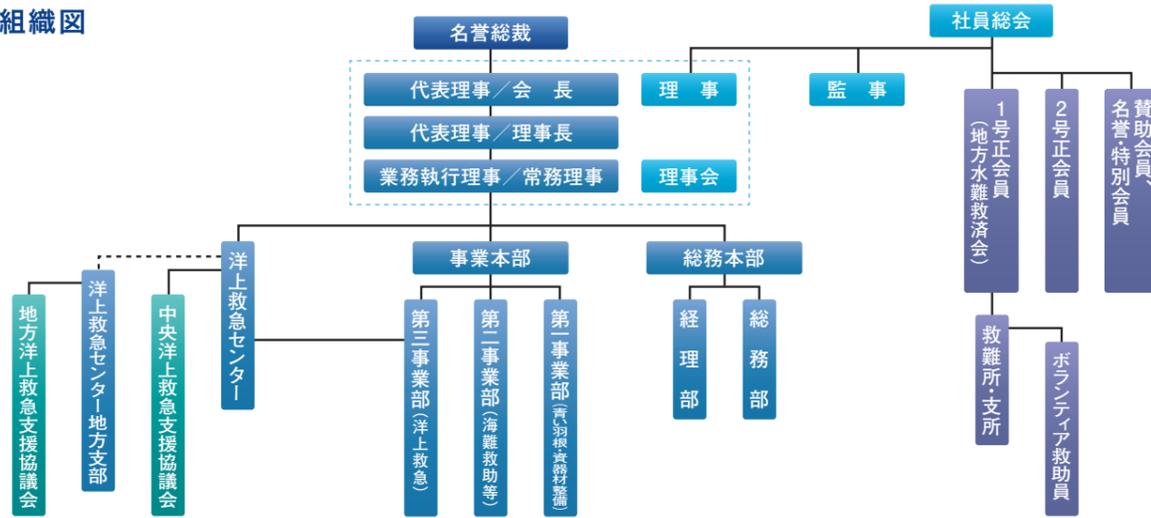
初代名誉総裁 高円宮殿下



洋上救急制度創設30周年記念式典

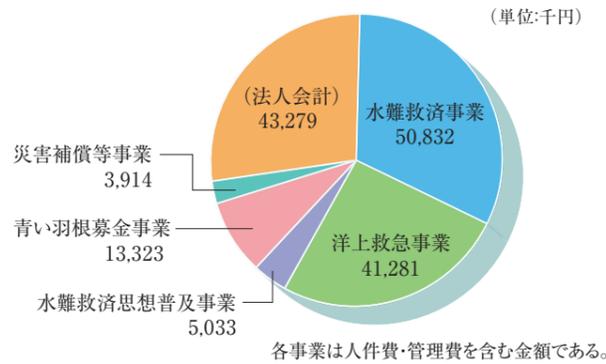
日本水難救済会の組織と予算

■組織図

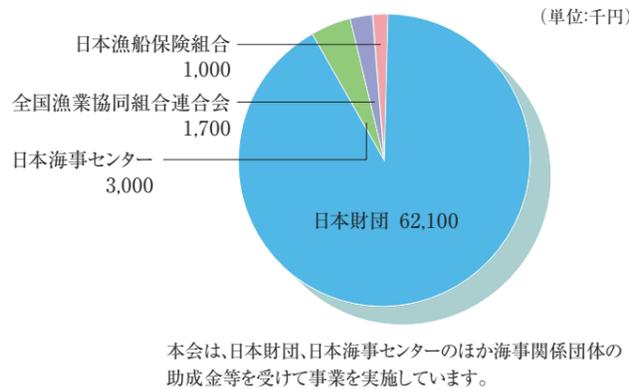


■予算

令和3年度予算額 157,662千円



関係団体からの助成金・補助金



日本水難救済会の事業

水難救済事業 (災害発生時の救援活動を含む)



海難だ!
いざ出動!

- 海難救助(救助出動報奨事業) — 全国各地のボランティア救助員の海難救助活動や災害救援活動の報奨として、救助出動報奨金の交付
- 海難(人命)救助訓練 — 全国各地のボランティア救助員が行う海難(人命)救助訓練や災害救援訓練の実施
- 救難体制の整備 — 全国各地のボランティア救助員が行う海難救助や訓練に必要な資器材等の整備
- 海難救助功労者等の表彰 — 海難救助等に功績のあったボランティア救助員に対する表彰

洋上救急事業

洋上の船舶で発生した緊急に医師の加療を必要とする傷病者に対して医師・看護師による救急医療及び慣熟訓練の実施

水難救済思想の普及事業

「海の安全教室」の開催や広報活動を通じて水難救済ボランティア活動の理解促進等の推進

青い羽根募金事業

ボランティア救助員による海難救助活動や災害救援活動に使用する救難資器材の整備等に必要な資金を確保するため、広く一般国民を対象とした募金活動の実施

調査研究事業

水難救済活動に関する調査研究の実施

災害補償事業

ボランティア救助員に対する災害補償制度



洋上で海上保安庁ヘリコプターにより傷病者吊上げ

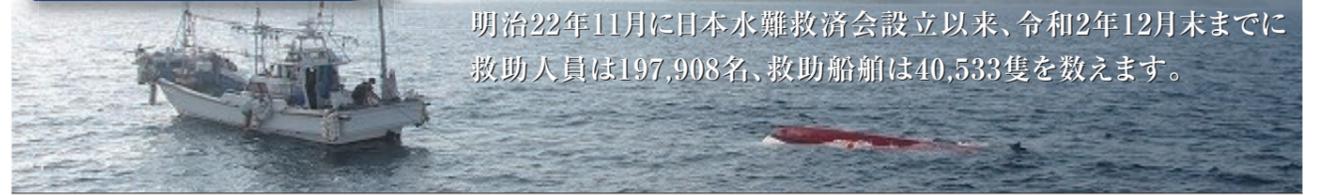


水難救済思想の普及活動



海難救助

— 海難救助に馳せ参じる“海の救難ボランティア”



明治22年11月に日本水難救済会設立以来、令和2年12月末までに救助人員は197,908名、救助船舶は40,533隻を数えます。

全国40の地方水難救済会傘下、津々浦々に設置されている約1,300ヶ所の救難所・救難支所に所属している民間ボランティア救助員(“海の救難ボランティア”)は、海上保安部署等の要請に応じて、荒天暗夜をもいとわず生業を投げ打って救助活動に勤しんでいます。



■ ボランティア救助員が救助した主な海難

● 機関室から出火し、海に飛び込む寸前の乗組員9名を救助船が接触して救助

- 発生日:平成28年11月13日
- 和歌山県水難救済会 紀中救難所 箕島町支所



● 突風で転覆した漁船の漂流者を救助

- 発生日:平成27年9月1日
- 特定非営利活動法人 長崎県水難救済会 上対馬救難所



● 岩場の浅瀬に乗揚げ、半沈没前の貨物船乗組員5名全員を救助

- 発生日:平成28年3月13日
- 高知県水難救済会 大月救難所



● 暗礁に乗り揚げたプレジャーボート乗員と船体を救助

- 発生日:平成29年4月5日
- 愛知県水難救済会 伊勢湾南部地区救難所



● 転覆したミニボートと乗員2名を救助船に収容

- 発生日:令和2年6月6日
- 公益社団法人 琉球水難救済会 国頭救難所

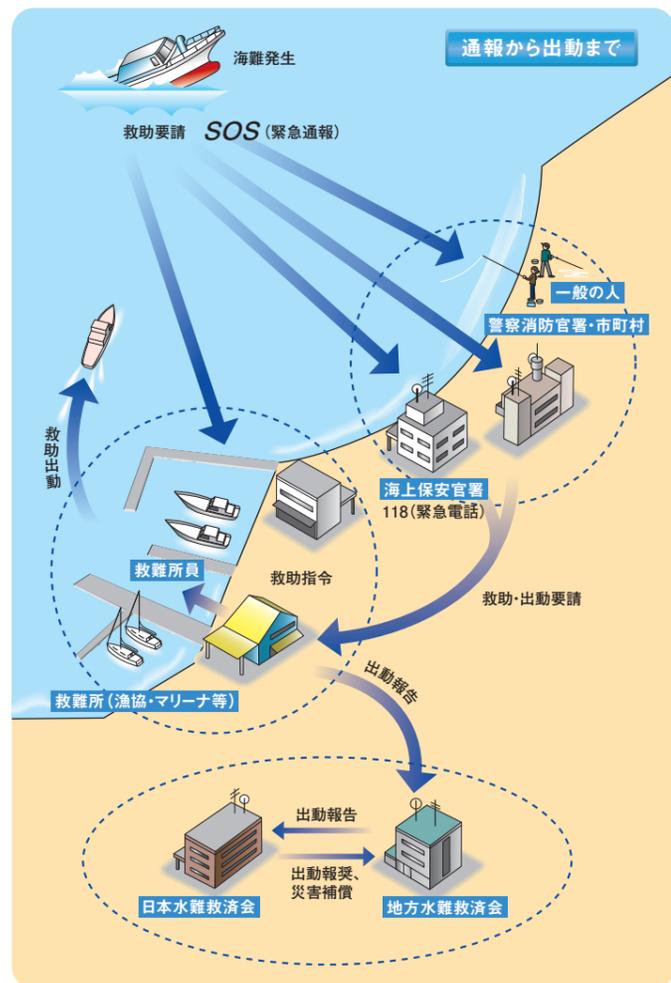


● 浅瀬に乗揚げ傾いたヨットから救助

- 発生日:令和元年6月4日
- 公益社団法人 福岡県水難救済会 大岳救難所



海難発生から救助出動までの流れ



ボランティア救助員について

○救助員になるために

ボランティア救助員になるためには、全国40の各地方水難救済会それぞれが定めた規約に基づきますので、救助員として入会される場合には、それぞれの地方水難救済会にお問い合わせください。

○ボランティア救助員の構成について

全国のボランティア救助員は、令和3年3月末現在、約51,000人です。このうち、漁業関係者は全体の約80%を占めますが、最近では、ライフセーバーをはじめ、マリナーやプレジャーボート、ダイビングなど各種レジャー関係者の入会も多くなってきました。

救助出動報奨事業

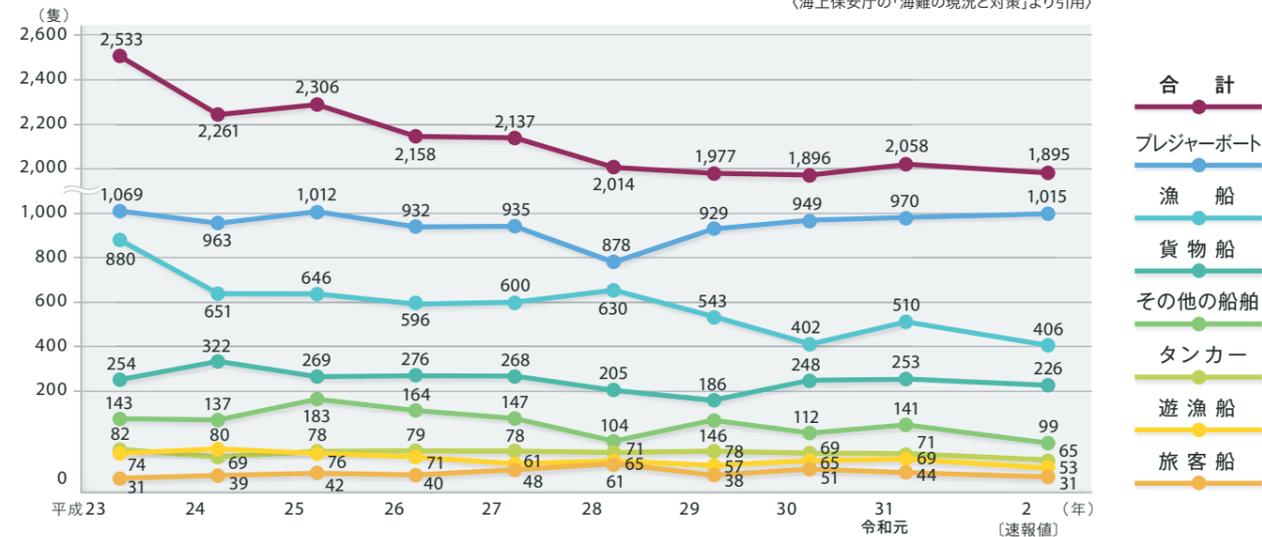
奉仕の精神に報いるために…

日本水難救済会は、日本財団をはじめ海事関係団体の助成等を受けて、民間ボランティア救助員の献身的な海難救助行為に対し、社会公共の感謝を表す報奨の意味で、出動したボランティア救助員に対して、一定の救助出動報奨金を交付する事業を行っています。

海難船舶及び人身事故の発生状況と海難救助の実績の推移

■海上保安庁が認知した船舶事故及び船舶種類別

〈海上保安庁の「海難の現況と対策」より引用〉



■日本水難救済会における海難救助出動件数

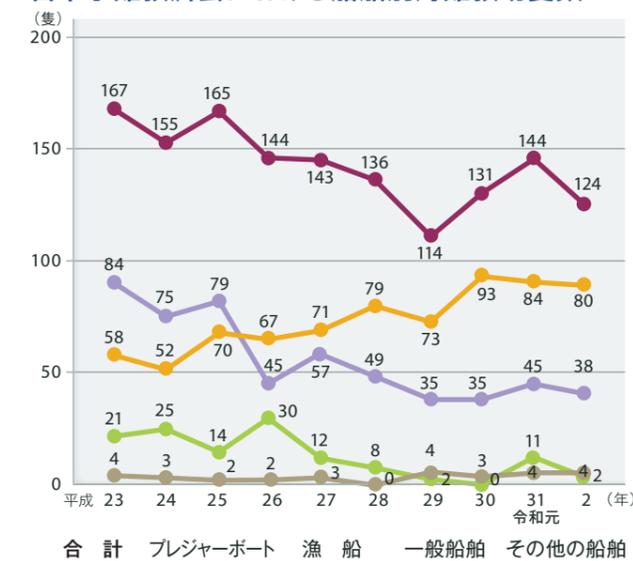
注)日本水難救済会の件数等は、全国の地方水難救済会からの報告に基づく件数等である。



■日本水難救済会における海難救助人命数



■日本水難救済会における船舶別海難救助隻数



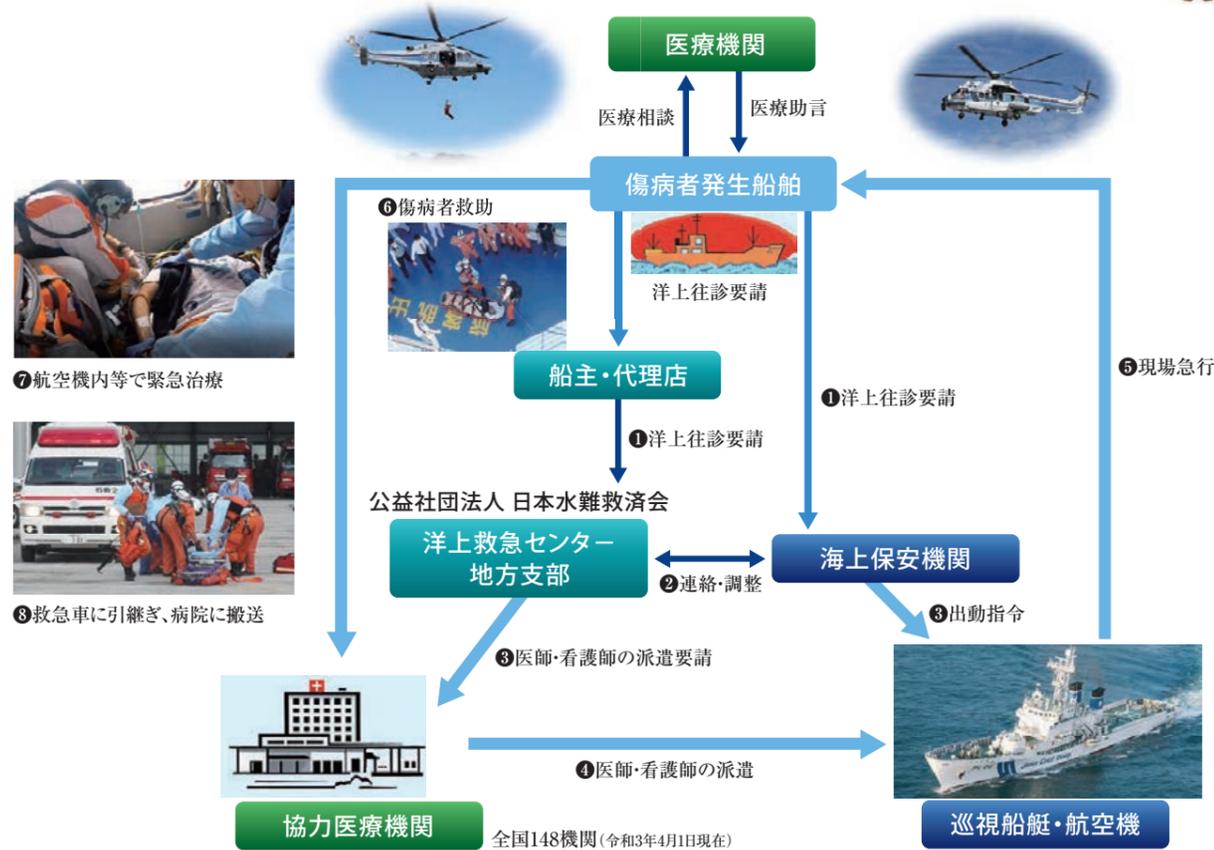
洋上救急

洋上救急とは、我が国周辺海域又は遙か洋上の船舶内で傷病者が発生し、緊急に医師の加療を必要とする場合、海上保安庁の巡視船・航空機又は自衛隊機で医師・看護師等を現場に派遣し、傷病者の応急治療を行いつつ、最寄りの病院に緊急搬送するシステムです。

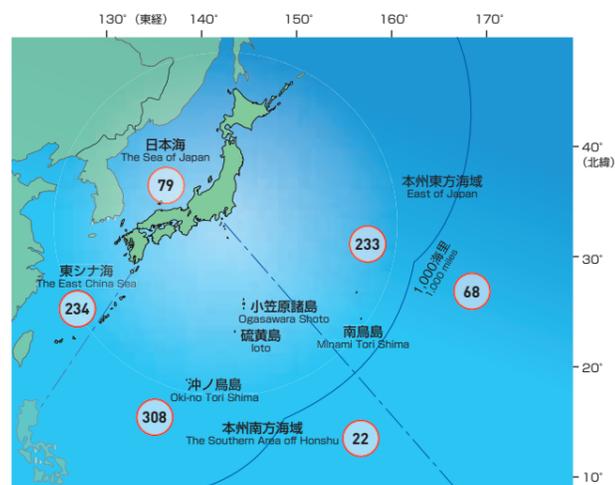


洋上救急システム概念図

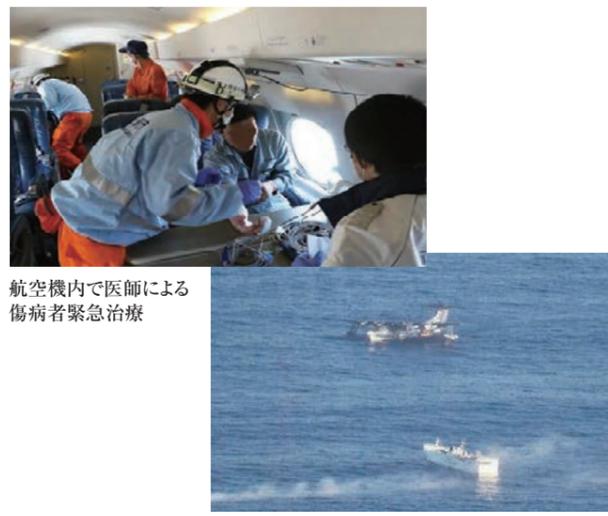
海上の傷病者を救う世界で唯一のシステム“海の救急医療”として昭和60年10月から運用しています。



洋上救急事案の発生海域図



○内数字は海域別発生件数を示す
○総発生件数944件(昭和60年10月1日から令和3年3月31日)



航空機内で医師による傷病者緊急治療

海上自衛隊飛行救難艇US-2により傷病者を収容(写真:海上自衛隊提供)

洋上救急事例

◎海上保安庁ヘリコプターで大型旅客船の傷病者を病院ヘリポートへ搬送

令和元年11月24日、午前6時31分頃、航行中の大型旅客船(総トン数16,000トン)から「数週間前に病院を退院した乗客が体調不良を訴えている。」と第四管区海上保安本部運用司令センターに洋上救急の要請があった。第四管区海上保安本部は、直ちに鳥羽海上保安部所属巡視艇しまなみを出動させるとともに、中部空港海上保安航空基地所属のヘリコプターが同基地所属巡視艇いせゆき潜水士2名を同乗させ、中部空港を出発。午前8時5分、巡視艇しまなみは大型旅客船と会合後、付近海域で警戒監視を行った。一方、中部空港海上保安航空基地を出発したヘリコプターは、同8時6分、名古屋市所在の名古屋掖済会病院のヘリポートに到着、同病院の医師と看護師2名が同乗し、現場向け出発。午前8時25分、ヘリコプターは大型旅客船と会合、8時56分、同乗のいせゆき潜水士2名が同船に降下し、9時7分傷病者をヘリコプターに収容、9時10分頃、現場を出発し、医師による治療を施しつつ、9時28分、名古屋掖済会病院のヘリポートに到着し、傷病者を病院に引き渡した。



洋上救急事案の発生した大型旅客船にヘリコプターから潜水士が降下(写真提供:海上保安庁)

【発生位置】伊良湖岬灯台から真方位99度約39海里付近海域
【傷病者】男性33歳(日本国籍 乗客)
【出動医療機関】名古屋掖済会病院(医師1名、看護師1名)
【出動勢力】第四管区海上保安本部 中部空港海上保安航空基地
ヘリコプターMH964、巡視艇いせゆき潜水士2名
鳥羽保安部しまなみ

慣熟訓練

洋上救急では、医師や看護師は巡視船やヘリコプターに乗り組み、遙か洋上まで出動し、厳しい自然条件や巡視船・ヘリコプターの動揺、騒音等の悪条件下での救命治療が必要とされます。

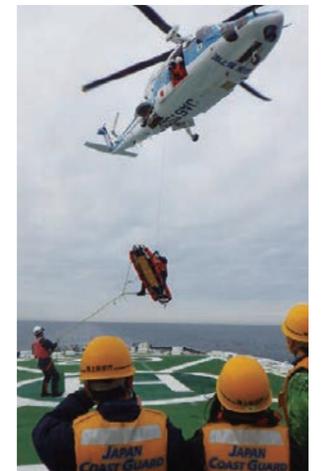
このため、全国各洋上救急センターの地方本部では海上保安庁の協力を得て、多数の医師・看護師がヘリコプター等に搭乗して機内等現場の状況を把握、あるいは模擬の緊急治療等を行う慣熟訓練を実施し、出動に備えています。



巡視船の後部甲板上にて慣熟訓練



ヘリコプター搭乗訓練



甲板上で傷病者吊り上げ訓練

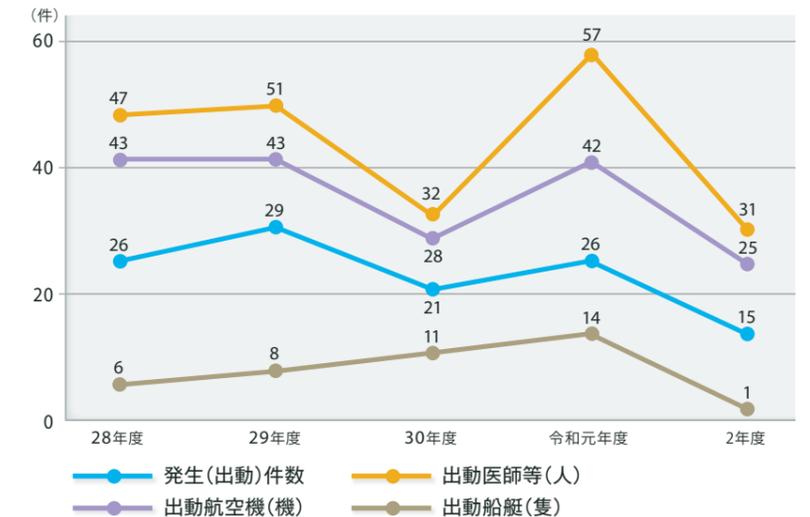
洋上救急の発生件数及び出動実績

これまでの出動実績等

(昭和63年10月1日～令和3年3月31日)

- ◎発生(出動)件数……………944件
- ◎傷病者……………977名
- ◎出動医師・看護師……………1,793名
- ◎出動船艇・航空機等
- 巡視船艇……………627隻
- 海上保安庁航空機……………1,126機
- 自衛隊機……………390機
- 特殊救難隊等……………772名

— 過去5か年の実績 —



水難救済思想の普及

大自然の海を安全に楽しむための基礎的な知識・技能を体得してもらうと同時に、水難救済ボランティア活動に対する理解と普及を図るために、全国各地で「海の安全教室」を開催しています。



海の安全教室の開催

小中学生など学校関係者だけでなく、地元一般市民を対象に、各地の海上保安官やライフセーバーの方々に講師を招いて、海での事故を防ぐための知識のほか、万一、自分や友達等が海で遭難した場合に「助かる術」と「溺れた人などを安全に助ける術」を実地に手ほどきをする「海の安全教室」を全国の地方水難救済会主催で開催しています。



特定非営利活動法人神奈川県水難救済会
ライフセーバーの指導により「海の安全教室」開催

具体的な学習内容

■ 教室や体育館において講師から事故防止などの講義



愛知県水難救済会
名古屋市内の小学校において6年生が参加



富山県水難救済会
富山市の高等専門学校教室において3年生が参加

■ 「海の安全ハンドブック」による基礎知識の講義

「海の安全ハンドブック」(日本水難救済会作成)の主な内容

- 海の基礎知識…波の種類、津波、離岸流とは? → 風、インショアホール
- 危険な海洋生物…海の危険な生物の種類、基本的な対処法
- 海での注意事項、溺れた主な原因、水に落ちてしまったら
- 溺れている人を見つけたら(泳がないで助ける方法)
- 救命処置の流れ(心肺蘇生とAED)
- 自己救命索の確保「3つの基本」



インショアホール



「海の安全ハンドブック」を確認しながら学ぶ児童

大切な命は自分で守る…3つの基本

- 海に浮いておくこと → ライフジャケットの着用
- 連絡手段を持つこと → 携帯電話の携行(防水パック利用)
- 救助要請をすること → 118番の有効活用



■ 身近なものを使用した救助法の習得



特定被営利活動法人長崎県水難救済会
ペットボトルを利用した救助法を習得



佐賀県水難救済会
小学校教職員が釣り竿を使用した救助法を習得

■ 心肺蘇生法やAEDの使用法説明・体験



特定非営利活動法人長崎県水難救済会
巡視船で開催された「海の安全教室」で心肺蘇生法の説明等



公益社団法人琉球水難救済会
沖縄ウォーターパトロールシステムの講師による
AEDを使用した心肺蘇生法の習得

自らの身を守るために

■ ペットボトルを利用した浮き身体験



広島県水難救済会
広島市内の小学校において児童と教員が参加し、自己救命法「浮いて待て」の体験

■ 救命胴衣着用で「浮いて待て!」体験



新潟県水難救済会
新潟市胎内市の「親子で楽しむチャレンジスポーツ夏」で、
自己救命法「浮いて待て!」を体験

■ ライフジャケット・救命胴衣の着用体験



高知県水難救済会
高知市立鴨田小学校で救命胴衣の着用体験

海水浴では離岸流に気をつけよう!



離岸流

岸から沖に向かって、強い流れを起こす離岸流。もし、巻き込まれてしまったら、まっすぐに戻ろうとせず、海岸と平行に移動し、離岸流から抜け出した後、岸に向かうようにします。

青い羽根募金

昭和25年7月に制度が創設された青い羽根募金は、全国約51,000人のボランティア救助員の活動を支えます。



●後援:国土交通省、海上保安庁、消防庁、水産庁

「青い羽根募金」にご協力をお願いいたします!

社会貢献活動の一環として、「青い羽根募金活動」にご協力して下さる団体、企業を募集しています。また、「青い羽根募金支援自販機」の設置に協力して下さる団体、企業、個人を募集しています。

●協力:国民の祝日「海の日」海事関係団体連絡会、各地方小型船安全協会、日本マリナー・ビーチ協会、日本セーリング連盟、全国漁業共同組合連合会、日本ライフセービング協会、日本海洋レジャー安全・親交協会、日本サーフィン連盟ほか



ポスターのモデルは、2020年ミス日本「海の日」森谷美雲さん

募金活動

「青い羽根募金強調運動期間」のキャンペーンの一環として、例年7月上旬に、日本水難救済会会長と理事長がミス日本「海の日」とともに、国土交通大臣をはじめ海上保安庁長官、水産庁長官などを表敬訪問し、青い羽根募金運動の普及推進と強調運動へのご支援ご協力をお願いしております。

国土交通大臣等へ表敬訪問



石井国土交通大臣への表敬訪問(令和元年度)

海洋少年団やボーイスカウトの皆様のご協力を得て募金活動



大分海洋少年団のみなさんにご協力を得て募金活動をしていただきました。



青い羽根募金強調運動期間の令和2年7月10日、関係の皆様が青い羽根を着用していただきました。



総理官邸に中庭に置かれた青い羽根募金箱

青い羽根募金支援自販機の設置

日本水難救済会では、青い羽根募金支援自販機の設置を全国展開しております。

同自販機から飲み物をご購入いただきますと、売上金の一部が青い羽根募金として寄附されます。



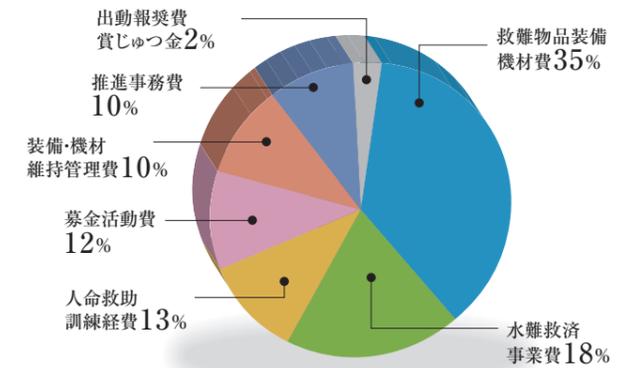
香川県水難救済会は、JR琴平駅において「青い羽根募金自動販売機」設置除幕式を行いました。(令和元年7月11日)

令和2年度の募金額は次のとおりです。

総額 83,104,738円

青い羽根募金の用途は部外の有識者で構成する青い羽根募金運営協議会委員の審議承認を得て決定されます。

令和2年度 青い羽根募金の使用実績



救難用物品、装備、機材



口座振り込み等による募金の方法

口座振込みによる募金

郵便局

口座番号:00120-4-8400
加入者名:公益社団法人 日本水難救済会

銀行

三井住友銀行 日本橋東支店
口座番号:(普)7468319
加入者名:公益社団法人 日本水難救済会
青い羽根募金口

インターネット募金



●ホームページから以下の方法で募金ができます。●クレジットカードはMasterCard、VISA、JCB、AMEXがご利用できます。●NTTスマートレードが提供するネット専用電子マネー「ちょよこeマネー」がご利用できます。

お知らせ

平成27年4月から、毎月引き落とし方式のご寄附も頂けるようになりました。

毎月の自動引落とし定額募金

1,000円以上の定額を毎月自動引落としにより継続的に募金していただく方法です。

●お問い合わせ先 ☎ 0120-01-5587 募金フリーダイヤルでお申し出ください。振込料無料の専用郵便振替用紙をお送りします。

寄附金に対する税制上の優遇措置

青い羽根募金は、海で遭難した人や船の救助活動にあたる全国のボランティア救助員約51,000人の活動を支援するための募金です。

公益社団法人 日本水難救済会は、「特定公益増進法人」となっていることから、青い羽根募金等(賛助会員になられた方の会費を含む。)による寄附金については、寄附金控除等の所得税・法人税の優遇措置が受けられ、個人の寄附については、「税額控除」又は「所得控除」のいずれかの方式を選択して、寄附金控除を受けられるようになっていますので詳しくはホームページをご覧ください。

<http://www.mrj.or.jp>

栄誉ある表彰

本会が実施している水難救済事業や洋上救急事業に関し、功労のあったボランティア救助員並びに協力医療機関及び医師・看護師などの皆様に対し、表彰審査委員会の審査を経たうえで、本会の名誉総裁と会長から表彰を行っています。

名誉総裁表彰

海難救助や洋上救急活動等に極めて抜群の功労があった個人・団体には、表彰状(又は感謝状)のほか名誉総裁章又は名誉総裁盾を贈呈いたします。



名誉総裁章(個人)



名誉総裁盾(法人・団体)

名誉総裁表彰式典

本会の名誉総裁高円宮妃久子殿下のご台臨を賜り、名誉総裁表彰式典を開催しております。



名誉総裁表彰式典で受章者に表彰状と名誉総裁章を授与される名誉総裁 高円宮妃久子殿下



海難救助功労表彰の受章者等との記念撮影をされる名誉総裁 高円宮妃久子殿下

これまで名誉総裁表彰を受章した主な功績例

表彰の区分	功績の例
海難救助功労 (累計27件)	沖合で遊漁を終え寄港中の遊漁船から乗船者が海中転落し、海上保安庁から救助要請を受けた救難所員は救助船1隻を出動させ長時間捜索、転落位置から数海里離れた海域で漂流し、微かな声で救助を求める転落者を発見救助した。
	沖合で瀬波船が高波により転覆大破し、乗組員2名及び乗客5名が海中に投げ出された。救助船5隻、救難所員13名を直ちに出动させ、岩礁・暗礁に囲まれた危険な海域でかつ、強風高波があり二次海難が発生する危険性がある中、迅速的確な救助活動により漂流中の乗客3名を発見し、一致協力して無事救助した。
	沖合で横波を受けて転覆した漁船から、海中に投げ出され自力で転覆船の船底に這い上がり救助を待っていた船長及び乗組員2名を暗闇の洋上でレーダーのかすかな映像を見逃さず同船を発見し、漁具や漁網が多数散乱浮遊し、接近困難な状況の中、接舷し、一致協力して無事救助した。
洋上救急功労 (累計13件)	洋上救急事業の協力医療機関として、これまで36件の洋上救急事案に対して39名の医師・看護師を派遣、巡視船や航空機等に同乗して出動し、緊急に医師の加療を要する傷病人38名に対して医療処置を行った。
	洋上救急事業の協力医療機関の医師として、平成19年6月の初出動以来巡視船艇や航空機に同乗して平成28年9月までに累計12件の洋上救急事案に出動し、14名の傷病者に対して救急医療処置を行ったほか、本会が実施している慣熟訓練にも率先して指導的役割を担う等、本会の洋上救急事業に貢献した。
事業功労 (累計20件)	日本水難救済会支部長に就任以来31年余にわたり、水難救済事業に深く関与され水難救済会の社団法人化を図るなど同会の育成、発展に大きく寄与するとともに、日本水難救済会の役員として同会の発展に尽力するとともに、洋上救急センターの地方支部長として洋上救急業務の的確な遂行に貢献した。
	日頃から水難救済事業の重要性を認識し、ボランティア救助活動等の支援に役立ててほしいとのことから、青い羽根募金に多額の寄付をされた。

※累計は、名誉総裁表彰が開始された平成14年度～令和元年度までの表彰者案件の件数である。

会長表彰

海難救助や洋上救急活動等に功労があった個人・団体には、次のとおり表彰状または感謝状とともに、章又は盾を贈呈しています。表彰の対象は次のとおりです。

■海難救助に従事する救難所員に対する表彰

海難救助等に功労があったボランティア救助員や救助員が所属する救難所に対して、救助功労表彰、救助出動回数功労表彰、勤続(永年従事)功労表彰などの表彰を行っています。

また、ボランティア救助員以外の方で、海難救助功労にご協力・ご援助をいただき、顕著な功労のあった個人・団体の方には感謝状を贈呈しています。

■洋上救急事業に従事する医療機関・医師等に対する表彰

洋上救急活動に功労があった医療機関や医師・看護師の方々に対して洋上救急功労の表彰を行っています。

■事業功労(金品の寄附を含む)に対する表彰

本会の事業に功労があった方に対して事業功労の表彰を行っています。なお、事業功労表彰には、本会に一定以上の金品のご寄附をしていただいた方に対する表彰も含まれます。



救助名誉功労章 救助特別功労章 救助功労章

救助出動回数功労章 団体救助功労章

金色名誉有功盾 銀色名誉有功盾 金色有功盾



名誉有功章 特別有功章 事業功労有功盾(団体) 有功章(個人)

<会長表彰の実績(令和2年)>

○海難救助功労者		○洋上救急功労者	
救助特別功労表彰	4名	銀色名誉有功表彰	2団体
団体救助功労表彰	7団体	金色有功表彰	5名
救助出動回数功労表彰	39名	○事業功労者	
勤続功労表彰		事業功労	1名
40年勤続功労	26名	青い羽根募金	62団体9名
30年勤続功労	24名		
20年勤続功労	78名		
退職職員の永年従事功労表彰	25名		



ご寄附に対する表彰基準について

■名誉総裁表彰の対象

- 5年以内に
- ◎100万円以上のご寄附をしていただいた個人
……………名誉総裁章と感謝状
 - ◎300万円以上のご寄附をしていただいた団体
……………名誉総裁表彰盾と感謝状

■会長表彰の対象

- 5年以内に
- ◎10万円以上のご寄附をしていただいた個人又は団体
……………感謝状
 - ◎20万円以上のご寄附をしていただいた個人
……………感謝状と有功章
 - ◎20万円以上のご寄附をしていただいた団体
……………感謝状と事業功労有功盾

<参考>紺綬褒章の上申について

一時に500万円以上のご寄附をされた個人、1,000万円以上のご寄附をされた法人・団体は、紺綬褒章の対象となりますので、本会から国に上申いたします。

より、効率的な救助システムの確立等のために…。

民間の海難救助体制のあり方や海外の海難救助体制などについて調査・研究を行っています。

これまでの主な調査研究項目

年度	研究テーマ	主要調査研究内容
昭和59年度～62年度	民間海難救助体制の検討	海難救助活動の実態、海域利用者の救助主体、民間における海難救助体制、公的救助機関と民間救助機関の役割
昭和63年度	レジャー海難における有効な救助艇・救助器材等の調査研究	海洋レジャーの種類ごとに適した救助艇・救助器材のあり方、民間救助機関に整備を必要とする救助艇・救助器材
平成元年度	民間海難救助体制活性化に関する調査研究	日本水難救済会等民間海難救助組織の現状と問題点、日本水難救済会等民間海難救助体制活性化のための提言、外国における類似制度の調査結果の考察、日本水難救済会の実費求償制度導入における具体的方策の検討、日本水難救済会の災害補償制度のあり方
平成9年度～平成11年度	救難所員に対する災害保障のあり方	救難所員の災害補償制度のあり方、自損事故・対人対物にかかる損害補償、救難所員に協力した者に対する補償
平成15年度～平成16年度	大規模地震災害等への日本水難救済会の対応に関する基礎的研究について	大規模地震と被害想定、災害とボランティアの活動実態、災害ボランティアに関する国・地方自治体の施策、災害ボランティアの身分保障及び財政措置、日本水難救済会救難所員が活動する場合の課題等、都道府県の「地域防災計画」に水難救済会が組み入れられる場合の課題、水難救済会及び救難所員が災害救援活動に対応する場合の課題
平成20年度	救助船の整備に関する調査	我が国の海難救助体制、今後の日本水難救済会の救助体制、救助船の整備、救助船整備のために要する費用
平成20年度～平成21年度	児童皆泳運動の実施要領の検討	指導方法の課題抽出と検討、各種泳法の体験を通して課題抽出と検討、救助方法の体験を通して課題抽出と検討、磯場体験を通して課題抽出と検討、活動経費の検討

災害補償など

ボランティア救助員の水難救済活動を支えるために…。

地方水難救済会傘下の救難所及び支所に所属するボランティア救助員が海難救助活動(災害救援活動を含む)や訓練中に災害を受けた場合に行う次の災害補償制度を設けています。

■ 災害補償

ボランティア救助員が海難救助活動または訓練中に災害を受けた場合、その被災の内容に応じて、救助員またはその遺族に対し、療養補償、障害補償、介護補償、休業補償、遺族補償、葬祭補償を行います。ただし、「海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律」が適用される場合は、これらの補償は受けられません。なお、この事業は公益財団法人 日本財団の助成を受けて行っています。

■ 賞じゅつ金

ボランティア救助員が災害補償の適用を受けた場合、功労の程度、被災の内容に応じて、殉職者賞じゅつ金、障害者賞じゅつ金を給付します。

★★★ 会員募集 ★★★

会員の皆様のご協力のもと、日本水難救済会は運営されています。



日本水難救済会では、本会の会員となって本会の事業をご支援していただける方々を募集しております。会員は、本会の定款第8条の規定により「正会員」と「賛助会員」に区分されます。

■ 正会員は1号正会員と2号正会員に分かれています。

1号正会員……全国40の地方水難救済会(団体)のみ

2号正会員……本会の事業目的に賛同して、入会される1号正会員(地方水難救済会)以外の団体・個人の方々に、総会への出席など本会の事業に参画できます。

賛助会員……本会の事業を賛助する方々

■ 入会にあたり2号会員・賛助会員とも1口以上の会費の納付をお願いしています。(1口 10,000円)

■ 入会ご希望の方は、本会ホームページ又は直接、本会に申込みをお願いいたします。関係書類を送付させていただきます。なお、入会に当たりましては本会理事会の承認が必要となりますので、ご承知ください。

■ 地方水難救済会の会員として入会される場合には、それぞれの地方水難救済会事務局にお尋ねください。



1号正会員 (40)

(敬称略)

(公社)北海道海難防止・水難救済センター、青森県漁船海難防止・水難救済会、岩手県漁船海難防止・水難救済会、宮城県水難救済会、(特)秋田県水難救済会、山形県水難救済会、福島県水難救済会、茨城県水難救済会、千葉県水難救済会、(特)神奈川県水難救済会、新潟県水難救済会、富山県水難救済会、能登水難救済会、石川県西部水難救済会、福井県水難救済会、伊豆地区水難救済会、静岡地区水難救済会、愛知県水難救済会、三重県水難救済会、大阪府水難救済会、京都府水難救済会、兵庫県水難救済会、和歌山県水難救済会、島根県水難救済会、岡山県水難救済会、鳥取県水難救済会、広島県水難救済会、山口県水難救済会、徳島県水難救済会、香川県水難救済会、愛媛県水難救済会、高知県水難救済会、(公社)福岡県水難救済会、佐賀県水難救済会、(特)長崎県水難救済会、熊本県水難救済会、大分県水難救済会、宮崎県水難救済会、鹿児島県水難救済会、(公社)琉球水難救済会

2号正会員 (151)

(五十音順、敬称略)

【海運……23】

飯野海運(株)、上野トランステック(株)、NSユナイテッド内航海運(株)、MOLケミカルタンカー(株)、大阪船舶(株)、川崎汽船(株)、関東港運(株)、国華産業(株)、コスモ海運(株)、三翔海運(株)、(株)商船三井、商船三井ドライバルク(株)、太平洋フェリー(株)、鶴見サンマリン(株)、藤光海運(株)、トヨフジ海運(株)、ナヴィス東京(株)、日本郵船(株)、早駒運輸(株)、マルエーフエリー(株)、三菱鉱石輸送(株)、名鉄海上観光船(株)、リベラ(株)

【海洋土木・サルベージ……6】

(株)オフショア・オペレーション、東京サルベージ(株)、日本サルヴェージ(株)、深田サルベージ建設(株)、(株)富士サルベージ、三国屋建設(株)

【水産・漁業……3】

厚岸漁業協同組合、ニチモウ(株)、日本水産(株)

【マリンレジャー……12】

アキレス(株)、志摩マリンレジャー(株)、トーハツ(株)、(株)ナウイエンタープライズ、ブルーライン淡路、ヤマハ発動機(株)、ヤンマーパワーテクノロジー(株)、ヤンマーパワーテクノロジー(株)東京販売部、ヤンマーパワーテクノロジー(株)大阪販売部、ヤンマーパワーテクノロジー(株)四国販売部、ヤンマーパワーテクノロジー(株)中国販売部、ヤンマーパワーテクノロジー(株)九州販売部

【造船・船用機器等……16】

(有)カザワトレーディング、(株)カシワテック、(株)ケイセブン、興亜化工(株)、国際化工(株)、島田燈器工業(株)、(株)シバウラ防災製作所、ジャパンマリンユナイテッド(株)、(株)湘南工作所、墨田川造船(株)、(株)ゼニライトプライ、高階救命器具(株)、トーエイ(株)、東洋物産(株)、日本船具(株)、日本無線(株)

【エネルギー……2】

三菱石油(株)、(株)JERA

【船舶保険……3】

東京海上日動火災保険(株)、三井住友海上火災保険(株)、明治安田生命保険相互会社

【代理店その他……17】

(株)江戸川自動車教習所、(株)エッジコーポレーション、弁護士法人岡部・山口法律事務所、(有)オートヘルメス、海文堂出版(株)、(株)交文社、金刀比羅宮、静岡県立三ヶ日青年の家、(株)スミエプランニング、(株)成山堂書店、(株)太陽、(株)東京カップ、東京法令出版(株)、トヨタ自動車(株)、(株)中日本開発、(株)日本海事新聞社、(株)日本海洋科学

【団体……36】

厚岸町役場、(一社)江の島ヨットクラブ、(一財)海上災害防止センター、(公財)海上保安協会、全国海運組合連合会、(公社)全国漁港漁場協会、全国漁業協同組合連合会、(一社)全国底曳網漁業連合会、全国内航タンカー海運組合、全国海苔貝類漁業協同組合連合会、全日本内航船主海運組合、(特)東京救難所、東京湾水先区水先人会、日本遠洋施網漁業協同組合、日本かつお・まぐろ漁業協同組合、(公財)日本海事広報協会、(公社)日本海難防止協会、(公社)日本海洋少年団連盟、(一財)日本海洋レジャー安全・振興協会、(公社)日本観光振興協会、日本漁船保険組合、(一社)日本港運協会、(特)日本水上オートバイ救助普及協会、(一財)日本水路協会、(一社)日本船主協会、(一社)日本船長協会、(一社)日本船舶機関士協会、(公財)日本セーリング連盟、日本内航海運組合総連合会、(一社)日本船用工業会、(一財)日本船用品検定協会、(一社)日本マリーナ・ビーチ協会、(一社)日本マリン事業協会、(一社)日本旅客船協会、(特)未来に残そう青い海、横浜港運協会

【個人……33】

相原 力、浅井廣志、安藤大三、石井政治、石川裕己、伊藤 滋、植松 修、大塚蒼人、小山内智、加賀谷尚之、加藤 甫、鎌田耕作、上岡宣隆、菊井大蔵、北村浩志、久保禎人、熊沢長俊、倉田大輔、小谷勝廣、高尾留雄、武井立一、磨 良三、友永幸謙、西鍵 徹、平田友一、Page T純江、Page Jun M、松井孝之、向田昌幸、矢野峰男、山本了三、横山鐵男、米山隆昭

賛助会員 (40)

(五十音順、敬称略)

【エネルギー……5】

ENEOS(株)、九州電力(株)、西部ガスホールディングス(株)、東京ガス(株)、中国電力(株)

【造船・船用機器……4】

(株)IHI原動機、(株)三和ドック、富永物産(株)、三菱造船(株)

【保険……1】

(株)ホーム・リング商会

【海洋土木・サルベージ……9】

あおみ建設(株)、(株)大本組東京支店、五洋建設(株)、信幸建設(株)、タチバナ工業(株)、東亜建設工業(株)、東洋建設(株)、(株)トマック、若築建設(株)

【その他……14】

(株)海、エアロシルフィード、(株)大之木ダイモ、(有)海交会、(株)舵社、北九州エアターミナル(株)、サンコー薬品(株)、昭和日タンマリタイム(株)、(株)ジョーエイ、(株)時評社、セナーアンドバーズ(株)、東亜海運産業(株)、東陽商事(株)、長崎空港ビルディング(株)、

【団体……2】

外航船舶代理店業協会、(一財)日本船舶技術研究協会

【個人……5】

岩崎貞二、小栗完一、中由光徳、宮崎一巳、柳田雅行

注) (公社)は公益社団法人、(一社)は一般社団法人、(公財)は公益財団法人、(一財)は一般財団法人、(特)は特定非営利活動法人を表わす。

